

円山川流域委員会の情報公開

(1) 情報公開の方針(規約第7条参照)

- ・委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

(2) 委員会の情報公開

一般傍聴者の申し込みの受け付け

- ・委員会当日に、会場にて受け付けることを基本とする。
- ・当日の会場受付とする場合は先着順とする。

会議の開催案内

以下の方法による。

- ・記者発表
- ・ホームページ(豊岡工事事務所)
- ・流域市町への広報誌(掲載依頼)
- ・新聞折り込み広告

(3) 委員会資料・審議結果等の情報公開

当日の委員会資料の配布

- ・傍聴者配布用に限定部数を用意する。
- ・後日請求があった場合は、実費負担の条件で送付する。

議事録の公表

- ・議事録は、概要版を公表する。
- ・議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮する。
- ・審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、流域委員会の責任において行う。
- ・公表手段は以下の方法による

概要版・・・記者発表，ホームページ(豊岡工事事務所)，ニュースレター

詳録版・・・閲覧

委員会への関係住民からの意見の受け付け

- ・常時，豊岡工事事務所のFAX，メール等により受け付ける。

注)文中の下線は次頁の庶務からの提案事項に該当する箇所

庶務からの提案事項

1) ホームページ(その1)

- ・ ホームページ(豊岡工事事務所) ホームページ(円山川流域委員会)

理由： 庶務がホームページの更新を行う際、豊岡工事事務所のウェブサイトを使う場合、豊岡工事での更新作業が必要となるなど、手続きが煩雑であるため、庶務が管理するウェブサイトを立ち上げ、情報更新を効率良く行う。

中立的な立場で関係住民からの意見等の情報を管理できる。

円山川流域委員会のホームページ <http://maruyama-river.org>

2) ホームページ(その2)

- ・ 「流域内市町関連ホームページとの相互のリンクについては積極的に依頼する。」を追加

理由：流域内市町関連のホームページと相互にリンクすることにより、委員会の情報をより多くの関係住民に広報が可能となるため。

3) 市町広報誌による開催案内

- ・ 流域市町への広報誌(掲載依頼) 削除

理由：市町広報誌による開催案内を行う場合、原稿締め切りが広報誌発行日の1ヶ月前が通常となっています。従って会議開催日と1ヶ月以上のズレが生じ、日程不明のまま掲載依頼を行わざるを得ないなど、調整が困難であるため。

4) 委員会議事録の公表の変更

- ・ 議事録は、概要版を公表する 議事録は、概要版・詳録版を公表する

理由：詳録版も閲覧形式で公表するため。

- ・ 公表手段は以下の方法による

概要版・・・記者発表、ホームページ(豊岡工事事務所)(提案事項1)

記者発表を削除

理由：審議項目を十分に整理する必要があることから、会議後の記者発表は困難であるため行わない。

5) 委員会への意見

- ・ 常時、豊岡工事事務所のFAX、メール等

「庶務のメール等」を付加

理由：より広く意見を集め、意見集約を行う庶務に直接の窓口を設ける。

庶務のメールアドレス syomu@maruyama-river.org